

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休日勤務割増報酬)</p> <p>第5条 第1号会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(休日勤務割増報酬)</p> <p>第5条 第1号会計年度任用職員であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び<u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u>（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた者（これらの日の正規の勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた者を除く。）には、休日勤務割増報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。